

肝疾患診療体制について **改正案**

肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する医療圏中核専門医療機関（以下、「中核専門医療機関」という。）及び肝疾患に関する専門医療機関（以下、「専門医療機関」という。）については、奈良県肝炎対策推進協議会で協議のうえ、選定する。

1. 肝疾患診療連携拠点病院

肝疾患診療拠点病院（以下、「拠点病院」という。）は、肝疾患に関する専門医療機関に求められる条件を満たしたうえで、本県における肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を担い、以下の機能を果たすこと。

- ① 肝炎医療に関する情報の提供
- ② 県内の専門医療機関等に関する情報の収集や提供
- ③ 医療従事者を対象とした研修や情報提供の実施
- ④ 肝炎患者やその家族、地域住民等に対する講演会の開催や相談等による支援
- ⑤ 専門医療機関等との協議の実施（「肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会」）

また、上記①～⑤のほか、肝がんに対する集学的治療が実施可能な体制が必要なお、拠点病院は、本県において一か所選定

2. 中核専門医療機関

中核専門医療機関は、専門医療機関に求められる条件を満たしたうえで、二次医療圏における肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を担い、以下の機能を果たすこと。

- ① 拠点病院が開催する「肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会」に出席すること。
 - ② 必要に応じて、医療圏内の専門医療機関への支援を実施すること。
- なお、中核専門医療機関は、地域の実情に応じて二次医療圏ごとに若干数選定

3. 専門医療機関

専門医療機関は、常勤の日本肝臓学会肝臓専門医や日本消化器病学会専門医が在籍し、一般医療機関への支援や連携を行うとともに、以下の機能を果たすこと。

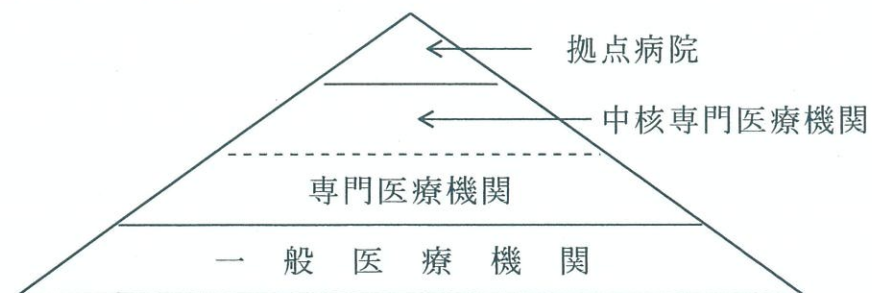
- ① 専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会や日本消化器病学会の専門医等）による診断（活動期及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること。
- ② 肝炎患者の状態に応じた抗ウイルス療法を適切に選択及び実施し、治療後もフォローアップできること。
- ③ 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。

4. 一般医療機関

一般医療機関は、以下の機能を果たすこと。

- ① 患者にもっとも身近な存在であり、内服処方、注射、定期的な検査等日常的な処置を行うこと。
- ② 患者に病状の変化等がある場合には、適宜専門医療機関を紹介できること。
- ③ 少なくとも1年に1度は専門医療機関に患者の診療を依頼することにより、病態及び治療方針を確認すること。

肝疾患医療機関イメージ図



肝疾患診療体制について **現行**

平成19年度第2回
奈良県肝炎対策推進協議会資料
(平成20年3月13日開催)

1. 肝疾患診療連携拠点病院

肝疾患診療拠点病院は、肝疾患に関する専門医療機関に求められる条件を満たした上で、肝炎を中心とする肝疾患に関する次の機能を有し、都道府県の中で肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を現在果たしている又は将来果たすことが期待される医療機関

- ① 医療情報の提供
- ② 県内の専門医療機関等に関する情報の収集や提供
- ③ 医療従事者や地域住民を対象とした研修会・講演会の開催、相談支援
- ④ 専門医療機関等との協議の場の選定

また、上記①～④のほか、肝がんに対する集学的治療が実施可能な体制が必要なお、肝疾患診療拠点病院は都道府県において一か所選定

2. 肝疾患に関する医療圏中核専門医療機関

肝疾患に関する医療圏中核専門医療機関は、次の条件を満たすもの

- ① 専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会や日本消化器病学会の専門医等）による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること。
- ② インターフェロンなどの抗ウイルス療法を適切に実施できること。
- ③ 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。
- ④ インターフェロン治療の実績が相当数あり、2次医療圏の中核となる医療機関であること。

3. 肝疾患に関する専門医療機関

肝疾患に関する専門医療機関は、次の条件を満たすもの

- ① 専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会や日本消化器病学会の専門医等）による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること。
- ② インターフェロンなどの抗ウイルス療法を適切に実施できること。
- ③ 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。

4. 一般医療機関

一般医療機関は、次の条件を満たすもの

- ① 患者にもっとも身近な存在であり、内服処方、注射、定期的な検査等日常的な処置を行うこと。
- ② 患者に病状の変化等がある場合には、適宜肝疾患に関する専門医療機関又は協力医療機関を紹介できること。
- ③ 少なくとも1年に1度は専門医療機関又は協力医療機関に診療を依頼することによって病態及び治療方針を確認すること。

肝疾患医療機関イメージ図

